

平成21年度消防庁予算概算要求の概要

総務課

1 概算要求の概要

(1) 概算要求に当たっての基本的な考え方

従来我が国は充実した災害対策や治安の良さ、安全な社会インフラ等の安心・安全な社会を基盤とした経済活動を行っており、これらは我が国経済の国際競争力の源泉ともなってきた。

ところが、今年度に入り、岩手・宮城内陸地震や岩手県沿岸北部を震源とする地震など、大規模な地震が頻発していることに加え、各地で発生し多くの人的・物的被害を与えている局地的な集中豪雨は、我が国のおかれた自然条件等の厳しさを改めて再認識させるとともに、新たな都市型災害に対する備えの重要性を示している。

また、今年5月には中国四川省において大規模な地震が発生し、甚大な被害が発生したほか、各国で高病原性鳥インフルエンザの人への感染が報告されていること等により、災害に対する国際的な不安が高まっているところである。

こうした状況の中、政府がこの6月に閣議決定した「経済財政改革の基本方針2008」においては、災害に強い社会の実現等を目指すことが明記されており、これを受け

て、総務省重点施策及び消防庁重点政策においても、「国民の安心・安全を向上させていくため、地域における総合的な防災力の強化や危機管理体制の充実、身近な生活における安心・安全の確保、消防と医療との連携による救急救命体制の充実など、総合的な消防防災行政を積極的に推進する」ことを確認したところであり、消防庁の平成21年度概算要求に当たっても、このことを基本的な考え方としている。

(2) 予算フレーム

(1)で述べた考え方に加え、後述3の概算要求基準等を踏まえて、平成21年度要求額は148億13百万円としており、20年度当初予算と比較すると10億23百万円の増となっている。

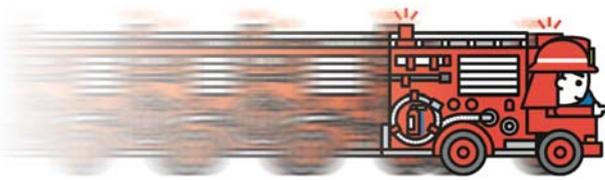
このうち、緊急消防援助隊関係の車両や資機材を対象とする緊急消防援助隊設備整備費補助金については、20年度予算(50億円)比で2億円(4%)増となる52億円を要求し、また、耐震性貯水槽や高機能消防指令センター等を対象とする消防防災施設整備費補助金については、20年度予算(32億51百万円)から10百万円(0.3%)増

平成21年度 消防庁予算概算要求の概要

(単位：百万円、%)

	㉑要求額 a	㉒当初予算 b	比較増減額 c = a - b	増減率 c / b
総額	14,813	13,790	1,023	7.4
事業費等	6,231	5,419	812	15.0
消防補助負担金	8,582	8,371	211	2.5
緊急消防援助隊設備整備費補助金	5,201	5,000	201	4.0
消防防災施設整備費補助金	3,261	3,251	10	0.3
国庫負担金	120	120	0	0.0

※計数については、端数処理の関係上、計算が合わないことがある。



となる32億61百万円を要求している。

また、その他の事業費等については、20年度予算（54億19百万円）比で8億12百万円（15%）増の62億31百万円を要求している。

2 主要施策

以下、平成21年度消防庁概算要求における主要事項について解説する。

(1) 消防団の新戦力の確保

消防団は、地域の安心・安全確保のため、住民の自発的な参加によって構成される組織であり、地域密着性や要員動員力、即時対応力といった面で特に優れていることから、地域防災の中核的存在として大きな役割を果たしている。しかしながら、社会環境や就業構造の変化等により、かつて200万人以上いた団員が今では90万人を割るなど、災害対応等の観点から、極めて憂慮すべき状況にある。

このような中、更なる団員を確保するためには、消防団の認知度向上を目的とした広報活動等に取り組むのみでは不十分であり、サラリーマンや女性、学生を中心とした消防団の新たな戦力を確保するため、全国の事業所や大学等に対して具体的な働きかけを進める必要がある。あわせて、団員の活動環境の整備等を促進する必要があることから、事業所における団員の処遇など、消防団の実態に関する具体的な調査を行うとともに、大学生等の消防団活動への参加を円滑化するための支援方策についても調査・検討する。

また、将来の地域防災の担い手となる児童・生徒等に対して、防災や消防活動の重要性に関する知識・技術を習得させるため、必要な教材の作成をはじめ、市町村の地域防災スクール（仮称）の取組を支援するとともに、少年消防クラブ活動の拡充強化を進める。平成21年度は、これらの方策を実施するための経費として、総額1億17百万円を新規で要求している。

(2) 緊急消防援助隊の後方支援体制の充実強化

ヘリコプター等による災害映像を首相官邸や消防庁等へ伝送することができない地域が全国的に散在している現状等を踏まえ、大規模災害発生時に被災地で活動する緊急消防援助隊に対する後方支援体制を充実強化するため、以下の資機材の配備を行う。平成21年度は、総額で5億7百万円を要求している。

①可搬型ヘリコプターテレビ受信機

緊急消防援助隊を迅速かつ的確に派遣するために必要となる上空からの被災地映像を、首相官邸や消防庁・被災地都道府県等に送信するために一旦地上で受信する装置。可搬型衛星地球局とあわせて運用する。ヘリコプターから送信される映像を、地上の任意の場所において自動追尾により受信することが可能である。

②可搬型衛星地球局

可搬型ヘリコプターテレビ受信機で受信した被災地の映像や、地上のビデオカメラ等で撮影した詳細な現場活動状況等の映像を、首相官邸や消防庁・被災地都道府県庁等に向け、通信衛星経由で送信する装置。

③燃料補給車

被災地において、長期的・継続的に消火・人命救助活動が実施できるように、現場を離れることなく、かつ被災地の状況に関わらず燃料を補給するための車両。

(3) 緊急消防援助隊の充実強化

近年、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の切迫性や、NBCテロ災害発生等の危険性の高まりが指摘されている。また、本年6月・7月には、東北地方において震度6強の地震が相次いで発生していることもあり、国家的見地から、今後予想される大規模災害の発生に備え、緊急消防援助隊の更なる充実強化が必要である。

このため、平成15年度に策定した「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」を平成17年度に改正（登録目標部隊数を平成20年度末までに3,000隊→4,000隊規模）し、計画的に増強を図っているところである。

緊急消防援助隊設備整備費補助金は、大規模災害や特殊災害において消防庁長官の指示等（消防組織法第44条）に基づき出動する緊急消防援助隊の活動体制を確保するために必要な、災害対応特殊消防ポンプ自動車、救助工作車、救助消防ヘリコプター及び被災地における長期間の活動を安全かつ効果的に行うことを可能にするための支援車等の施設・設備の整備を、国として計画的に行うために不可欠な義務的補助金である。平成21年度においては、緊急消防援助隊設備整備費補助金として、52億円を要求している。

(4) 市民の救急相談に応じる窓口の設置（救急安心センターモデル事業）

市民の安心・安全の確保を担う消防機関が医療機関と連携し、救急相談サービスの提供や救急患者の医療機関



による円滑な受入れを推進するため、救急安心センターモデル事業（3か所）を実施する。このための経費として、平成21年度は3億78百万円を新規で要求している。

①救急相談・指令業務連携システムの構築

市民が救急車を呼ぶべきか否か迷う場合の不安に応える救急相談窓口を、24時間365日体制の消防機関に設置するとともに、相談業務と各消防本部の指令センターとの連携を図ることにより、ワンストップによる円滑な救急業務を推進するための事業である。

市民に救急車を要請すべきかどうかの十分な医学的知識に基づく判断を求めることは困難であるが、現行では、救急車を呼ぶべきか否かの相談窓口と救急要請をする消防指令センターが一致していない。そこで、本事業においては、全県域を対象とする救急相談窓口を消防機関に設置し、県下消防本部指令センターとの連携を図ることにより、緊急性のない場合は救急相談で対応し、緊急性がある場合には直ちに救急車を出場させることにより、真に緊急を要する事案への対応を迅速・的確に行うことを可能とするものである。このような事業の実施に際しては、救急安心センターを設置する代表消防本部と各消防本部指令センターの連携などの点において課題があることから、モデル事業として実施することによってそれらの課題を抽出し、全国的な整備を促進する。

②救急搬送情報システムの構築

救急隊が受入医療機関を選定する際は、救急医療情報システムにより収集された医療情報を活用しているが、都道府県内の救急隊の搬送情報については情報共有されておらず、ひとつの医療機関に救急搬送が集中したり、すでに救急車の受入れが決定している医療機関に対し受入照会を行う場合がある。このため、都道府県内の救急隊の搬送情報を集約し、消防機関、医療機関で共有するシステムを構築し、円滑で効率的な医療機関選定を図る。

(5) 消防と医療の協議システムの構築推進

救急搬送において、医療機関への照会回数が多数に及ぶ選定困難事案が多発していることを受け、円滑な救急搬送・受入医療体制を確保するため、消防と医療の連携を推進する。このための経費として、平成21年度は38百万円を新規で要求している。

①消防と医療の連携に関する検討

救急患者が医療機関にスムーズに受け入れられるためには、消防機関と医療機関が共同で救急搬送事案に関する検証を行い、必要な改善策を協議するなど、消防機関と医療機関が定期的に協議する仕組みを構築することが必

要である。本事業では、消防機関と医療機関との協議組織における具体的な連携方策について検討する。

②都道府県単位の消防と医療の協議組織における救急搬送・受入医療体制等の協議促進

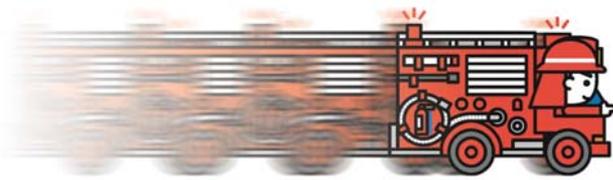
管轄区内における受入医療機関の選定困難事案を少なくするため、都道府県単位の消防と医療の協議組織において、傷病者の症状に応じた病院選定や救急搬送における医療機関の受入状況等について、実態調査とその検証を行うとともに、具体的な対応策について協議を行う（10都道府県において実施）。

(参考) 主要事業一覧

- 消防団の新戦力の確保に要する経費 1億17百万円
- 民間事業所における自衛消防力の確保に要する経費 41百万円
- 消防防災施設の整備に要する経費 (消防防災施設整備費補助金) 32億61百万円
- 緊急消防援助隊の後方支援体制の充実強化に要する経費 5億7百万円
- 緊急消防援助隊の充実強化に要する経費 (緊急消防援助隊設備整備費補助金) 52億1百万円
- 市町村消防の広域化の推進に要する経費 12百万円
- 全国瞬時警報伝達システム(J-ALERT)の整備推進に要する経費 77百万円
- 消防防災技術研究開発制度に要する経費 3億8百万円
- 市民の救急相談に応じる窓口の設置(救急安心センターモデル事業)に要する経費 3億78百万円
- 住宅用火災警報器等の普及促進に要する経費 40百万円
- 消費者の安心を支える製品火災調査の実施に要する経費 38百万円
- 消防と医療の協議システムの構築推進に要する経費 38百万円
- 救急車の適正利用等の推進に要する経費 16百万円
- 新型インフルエンザ発生時の適切な救急業務提供体制の整備に要する経費 51百万円

3 概算要求基準(参考)

平成21年度概算要求については、平成20年7月29日に閣議了解された「平成21年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」(いわゆる概算要求基準)に従って行うこととしている。



その概要は、以下のとおりである。

(1) 予算概算要求基準の基本的な方針

平成21年度予算は、財政健全化と重要課題への対応の両立を図るため、「経済財政改革の基本方針2008（以下「基本方針2008年」という。）」を踏まえ、昨年度に引き続き歳出全般の見直しを行い、歳出の抑制と財源の重点配分を行う。

(2) 具体的な積算方式

①公共事業関係費

前年度当初予算における公共事業関係費相当額に100分の97を乗じた額を基礎とし（要望基礎額）、当該要望基礎額に100分の125を乗じた額を上限とする。

②その他の経費

ア 人件費

前年度当初予算額に相当する額に、平年度化等の増減を加減算するとともに、「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年6月30日閣議決定）における純減目標数を踏まえた人件費の減を減算した額の範囲内において要求する。

イ 義務的経費

前年度の当初予算における義務的経費相当額の範囲内において要求する。

ウ その他経費

下記のa、bの要望基礎額の合計額に100分の125を乗じた額を上限とする。

a 科学技術振興費

前年度当初予算における科学技術振興費に相当する額を要望基礎額とする。

b その他

前年度当初予算におけるその他経費のうちa科学技術振興費以外の額に相当する額に100分の97を乗じた額を要望基礎額とする。

※その他経費については消防庁に關係する経費を抜粋して記載。

③各経費間の要求の調整

ア～ウにより算出された額の合計額の範囲内で、各経費間で所要の調整をすることができる。

④重要課題推進枠

「基本方針2008」で示された重要課題のうち、緊急性や政策効果が高い事業については、上記基準額のうち公共事業関係費及びその他経費の前年度当初予算に相当する額に100分の2を乗じた額を各経費に係る上記予算措置の総額の上限から控除した額の合計額に500億円を加えた額（3,300億円程度）の範囲内で、各省庁の要望を踏まえ重点配分する。

「経済財政改革の基本方針2008」 における消防予算の位置付け

第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築

3. 良好な治安と災害に強い社会の実現等

(略)

- ・我が国をめぐる安全保障情勢を踏まえ、「防衛計画の大綱」に基づき、弾道ミサイル等の新たな脅威や多様な事態への実効的な対応、任務の国際化への配慮等を図りつつ、防衛調達等の改革を実施し、効率的な防衛力の整備を推進するほか、国民保護施策を展開する。

(略)

- ・地球温暖化により懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、「犠牲者ゼロ」を目指し、防災・減災対策を着実に実施する。
- ・大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。その際、学校の耐震化等防災基盤の充実、災害時要援護者の避難支援等ハード・ソフトの連携を図る。消防等地域防災力の向上を図る。

(略)